

公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター運営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第19号

公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター運営委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター運営委員会規程(2019年4月1日規程第20号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター運営委員会規程 (設置) 第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、いちかんだ이버シティ看護開発センターの教育、研究活動、地域連携活動等に関し調査審議し、全学的な推進を図るため、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。 (1) 総務・施設担当理事 (2) 教学・学生支援担当理事 (3) 研究・地域貢献担当理事 (4) 公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発センター長(以下「センター長」という。) (5) 公立大学法人神戸市看護大学いちかんだ이버シティ看護開発_____副センター長(以下「副センター長」という。) (6) 学長が指名する教員 (7) 総務・施設担当理事が指名する職員(前号の教員を除く。) (委員長及び副委員長) 第3条 (略)	_____ _____ いちか ん看護・開発センター(以下「センター」という。) _____ _____ _____ (1) _____ (2) _____ (3) (4) 事務局長

(改正前)	(改正後)
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 第2条第<u>6</u>号及び第<u>7</u>号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(招集及び議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>地域住民、保健・医療・福祉機関、国及び神戸市その他地方自治体と連携した教育研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地域住民の健康支援のための地域貢献活動に関する事項</u></p> <p>(3) <u>看護職及び保健・医療・福祉に係る人材育成並びに生涯教育に関する事項</u></p> <p>(4) <u>国際交流及び神戸市看護大学の国際化に係る調査、企画並びに実施に関する事項</u></p> <p>(5) <u>産官学連携に係る調査、企画及び実施に関する事項</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、中期目標及び中期計画における神戸市看護大学の全学協働で取り組む事項として学長が定める事項</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;"><u>3</u> <u>4</u></p> <p><u>センターの運営に関する事項</u></p> <p><u>センターの予算に関する事項</u></p> <p><u>センターの事業企画に関する事項</u></p> <p><u>その他センターの運営に関し必要な事項の審議及び協議</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会規程(2019年4月規程第18号)は、廃止する。</u></p>